地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の 一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 加熱式たばこに関する地方たばこ税の見直しに係る規定の削除

加熱式たばこに関する道府県たばこ税及び市町村たばこ税の課税方式の見直しに係る規定を削除すること。

(地方税法附則新第12条の2及び新第30条の3関係)

二 軽油引取税の「当分の間税率」の廃止等

1 軽油引取税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除すること。

(地方税法附則第12条の2の8、第12条の2の9及び第53条関係)

- 2 現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、引き続き、運輸事業振興助成交付金を交付するものとすること。 (改正法附則第19条関係)
- 3 政府は、軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う軽油引取税の収入 の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当 該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補塡するために必要な措 置を講ずるものとすること。 (改正法附則第20条関係)

三 施行期日等

- 1 二は、令和7年4月1日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整理すること。